

「指紋」という視座の持つ可能性 —書評への応答— Thinking of the History of Fingerprinting: Reply the Reviews

高野 麻子

TAKANO ASAKO

明治薬科大学薬学部

Faculty of Pharmaceutical Sciences, Meiji Pharmaceutical University

キーワード

指紋法 移動 近代

Keywords

Fingerprinting; Mobility; Modernity

Quadrante, No.20 (2018), pp.41-47.

目次

1. 指紋への関心
2. 指紋法という技術／指紋押捺という経験
3. 「移動する身体」が意味するもの
4. 指紋から〇〇をみるという視座
5. 現代を分析する視座へ

1. 指紋への関心

この度は拙著『指紋と近代—移動する身体の管理と統治の技法』（みすず書房、2016年）の書評コロキアムを企画していただき、ありがとうございました。

拙著の「あとがき」にも書いたのですが、私が「指紋」に興味を持ったきっかけは、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ（以下、9.11）でした。当時すでに現代社会を特徴づける言葉として、「監視社会」という語は存在していましたが、この出来事を契機に、監視テクノロジーが世界規模で普及し、日常のあらゆる局面に監視が浸透していきました。2004年にアメリカ合衆国が外国人の入国審査に指紋認証を導入すると、日本を含め他国にも広がりました。監視テクノロジーはテロを防止し、「安全・安心」を作り出す道具としてその精度を高め、空港のみならず大都市においても拡散していきました。日常的に監視カメラに眼差さ

れ、生体認証技術によって個人認証が行われるなかで感じる漠然とした違和感と、こうした日常に慣れていく自分に対する危機感こそが、最初の問題関心でした。その違和感や危機感はテロ対策や利便性、効率性という言葉だけでは収まりきらないものであり、むしろその言葉が含意するもののなかにある何かなのだろうと感じていました。そこで、個人を識別し管理するテクノロジーの歴史の変遷を調べ始めました。

生体認証技術の草分けである指紋を手がかりに資料を集めていくと、思いもかけない過去と現在の深い歴史の渦に巻き込まれていきました。国民国家形成、植民地統治、帝国形成、冷戦、旧植民地国家、グローバル化と監視社会、つまり近代以降の人の管理をめぐる実践のあらゆる局面に指紋法が顔を出すのです。非常に大きな文脈で言えば、指紋法は近代的統治における秩序化の諸実践とそこに内在する暴力を紐解く鍵でした。

指紋法が語る広大な物語のなかで、拙著が明らかにできたのはその一端に過ぎません。そこで、多様な論点を提起してくださった書評者の方々のコメントに応答しながら、指紋による身体管理から導き出される視座とその広がりについて、具体的に考えてみたいと思います。



2. 指紋法という技術／指紋押捺という経験

まず、指紋法という技術と指紋押捺の経験の關係性について考えたいと思います。板垣竜太氏は、第3章「指紋による個体識別と『お前は誰だ!』のあいだ」において、「満洲国」の集団部落で行われていた一指の指紋登録を例に、「押捺させられること自体が、死ぬまで監視のネットワークに組み込まれることを自覚させられる権力作用を有していたといえるのではないのでしょうか」と問うたうえで、次のように指摘します。「指紋法というテクノロジーは、それだけを抽出して捉えられるものではなくて、それがいかなる暴力装置および権力の布置のなかで識別と選別のツールとして機能しているのか、ということが描き出されなければならないと思います」。

この指摘は、「指紋による個人の識別」を三つの位相で捉える必要性を提起するものだとして受け止めました。一つ目は技術の問題です。拙著が対象とした19世紀末から20世紀中頃は、コンピュータ技術が存在していませんでした。指紋を採取したからといって、あらゆる用途に利用できたわけではありません。そのため、採取した指紋で一体何が可能であったのかという技術的限界を理解することは、拙著の中心的な問いである膨大な労力と資金を費やしてまでなぜ指紋法が選択されたのかを探るうえで重要です。

そもそも、指紋法の誕生に携わったウィリアム・ハーシェルが、植民地インドで最初に指紋を利用したのは契約書の署名でした。かれは指先の複雑な紋様を偽造困難な署名として使用しました。この段階では、目視で二つの指紋を照らし合わせて異同を確認していたに過ぎません。その後、指紋法として指先の紋様を数字や記号に変換する分類・検索システムが構築されると、数十万から数百万の膨大な指紋登録のなかから、該当する人物を探し当てるのが可能になりました。ここに、一度指紋を登録すれば、偽名を使おうと、言葉が通じなくても、どこに移動しようとも、個人は潜在的にいつでも識別される身体になりました。まさに「監視のネットワーク」に組み込まれるのです。ただし、当時は指先に黒いインクを塗り、登録用紙に写し取る作業にはじまり、それらをルーペで拡大して10桁の数字に変換し、分類棚に収納

する作業、さらに照会要請があった際の検索に至る全ての工程は手作業です。

また、指紋分類が手作業の時代には、「十指指紋法」と「一指指紋法」の二種類の分類方式がありましたが、多くの場合は十指指紋法でした。なぜなら十指指紋法の方が簡便で、分類工程が少ないからです。十指指紋法は、十指の指紋を1枚の登録用紙に押捺し、10桁の番号に分類するもので、検索の際にも十指全ての指紋を必要とするため本人確認に使用されます。一方、一指指紋法は指ごとに登録・分類をするため、いわゆる現場に残された数指の指紋（遺留指紋）から個人を識別できます。ただし各指ごとに登録・分類をする一指指紋法は、十指指紋法の10倍の労力が必要となり、手作業の時代に大規模な登録は実施困難でした。

以上の技術的な特徴から、十指全ての指紋を採取したのか否か、それらの指紋をどの分類方式で分類したのかによって利用範囲が限られます。そして、統治者側はこの技術的限界をつねに意識していました。例えば、「満洲国」では建国直前から国民への指紋登録が議論されていましたが、技術者不足で実施が断念されていますし、戦後日本で国民指紋法が国会で議論された際には、いまだ一指指紋法による遺留指紋照合ができないならば、犯罪捜査への利用が困難であるとの指摘により、保留となりました。

このように技術的側面から考察すると、「満洲国」の集団部落での一指の指紋登録は目視での確認という初歩的な個人識別に過ぎなかったことが指摘できます。この段階では、まだどこにしようとも検索可能な身体ではないのです。しかしながら、指紋登録は技術の問題に収斂されるものではありません。二つ目の位相は、指紋押捺の経験、つまり身体感覚の側面です。板垣氏が韓国留学で「外国人登録証」の発給を受けた際の経験談のなかで、黒いインクを指先に塗り、それを登録用紙に押捺する時の感触、手についたインクがなかなか落ちない不快感、これらが一連の身体感覚として記憶されているように、同様の語りが外国人登録法（以下、外登法）の指紋押捺反対運動の証言にも現れます。

真黒いインクを指につけて、係員に指を軽

く押しえられ「力を抜いて」、「軽く指を回して」、「指をはなして」という係員の号令に従って、ただ指を回している自分こそ、自由意思のない、ドレイでなくてなんでしょう。親切的な日本政府は汚れた指を拭くため、クリーム状の石けんとちり紙を渡してくれます。それをもらい、ちり紙で、汚れた指を拭くそのみじめな自分、その屈辱感、じっと見ている日本人の、その優越した眼差し。これこそ、自由のない管理されたドレイです¹。

この証言から、指紋押捺の際の指先の感覚だけでなく、係員からかけられた言葉、周りから浴びせられる視線などを含む一連のプロセスが、日本への同化と差別を身体に刻印する屈辱的な身体経験であったことが読み取れます。まさに外登法の指紋押捺は外登法に内在する暴力の象徴でした。

これが三つ目の位相である指紋の潜在的可能性とつながります。つまり、採取された指紋が実際にどのような分類方法によって分類・検索され、どのような目的に利用可能なのかという実態（一つ目の位相）とは別に、強大な権力のもとで見えない鎖につながれたという意識を生み出す点です。戦後日本で中学生を対象とした愛知県民指紋登録の際に、警察官が子どもたちに「これで悪い事はできないぞ」と放ったこの言葉に象徴されるように、指紋押捺それ自体が逃れようのない警察権力のネットワークに組み込まれたことを意味します。つまり、指紋押捺の経験それ自体が、漠然とした不安と恐怖を生み出すのです。そして、指紋登録が社会のある一部の構成員に対して実施される時、なぜ一部の人々だけが、その暴力にさらされなければならないのかが問われます。

指紋法の技術的限界、指紋押捺の身体感覚、指紋の潜在的可能性の三つの位相を踏まえるには、技術を「適用する側の論理」と「適用される側の経験」の双方の視点を取り入れなければなりません。これにより、指紋による身体管理の機能をより重層的に論じることが可能になります。拙著のとくに「満洲国」の事例においてこの点は不十分

であり、まさに板垣氏の「まなざされる側、管理される側の、民衆側の動きや経験についてもっと言及があったらよかった」という指摘に加え、書評会の際に高榮蘭氏のコメントにあった「この本の議論のなかでそもそも議論の俎上にのらない問題があるのではないか」との問いかけにもつながります。この点については次節でも触れますが、拙著が指紋押捺を双方の立場から論じられなかったことが、指紋の生み出す複雑な権力関係を解き明かしきれていない大きな原因だったのだと思います。

さらに、上述した視座から現代社会を見てみると、生体認証技術の拡大を捉える難しさも浮かびあがってきます。指紋法を含む生体認証は技術革新が進み、それにともない身体感覚が失われているからです。指先に黒いインクを塗る作業は不要になり、ほんの数秒の間、指や手のひらを認証装置にかざすだけで、登録・認証ができるようになりました。近年、生体認証技術の主流になりつつある顔認証は、街中に設置された監視カメラと連動しており、カメラの前に立ち止まらなくても、監視カメラの動画に映る三次元の情報から該当する人物を探し当てます。これにより、多くの歩行者はカメラの存在を意識せずに通る過ぎ、いつ自分が認証されたのかもわかりません。こうした身体感覚の喪失は、身体的・精神的な負担が軽減されたと結論づけてしまっているのでしょうか。

以前あるシンポジウムで報告をした際に、フロアにいた中国からの留学生が「私は日本に入国する際に指紋登録をしたが、とくに抑圧や差別の意識を感じることはなかった。テロ対策ならば協力すべきだし、なぜ指紋登録を批判するのがわからない」と発言したことがありました。ちなみに私自身は、2009年にアメリカ合衆国の入国審査で両手ひとさし指の指紋登録を経験しました。当時すでに指紋を研究テーマにしていたので、どのような経験になるのか期待していましたが、笑顔の入国審査官に促されるまま、スキャナに指を置いたその経験は驚くほどあっさりしたものでした。もちろんこれらを例に、現代の生体認証の実践から暴力が消滅したと主張したいものではありません。今日の高度化するテクノロジーを背景に、テロ対策や利便性・効率性といった耳馴染みのいい言説

¹ 崔昌華「指紋のクサリを断ち切る」在日大韓基督教会指紋拒否実行委員会編『日本人へのラブコール—指紋押捺拒否者の証言』（明石書店、1986年）、67頁。

のもとで、身体管理に内在する暴力が不可視化している事態に気づかされるのです。

3. 「移動する身体」が意味するもの

ジグムント・バウマンが「秩序は、近代の産物ではないが、秩序への関心は、近代の産物である。そして『介入なくして秩序は混乱に陥るのではないか』という恐怖は、まったくもって近代的なものである」²と指摘するように、社会的秩序形成に向け、人を管理する技術が近代以降に誕生しました。例えば、居留地、国勢調査、統計調査、書類による住民登録（戸籍法、住民登録法）、身分証明書等（IDカード、パスポート）、写真、指紋法などです。

拙著では、指紋法が誕生した背景に定住による統治の失敗と移動する人の管理という課題を見ています。つまり、近代的統治が目指した土地や共同体を媒介とした統治の限界こそが、身体的特徴から個人を識別する指紋法を生み出したのです。それは、移動を定住先からの一時的な逸脱に収斂できなかった結果と言い換えられるでしょう。

そして、移動する身体が問題として立ちあがった場として、都市と植民地が挙げられます。都市は多様な移動する人びとによって形成される一時的で流動的な場であり、植民地は言葉が通じない人びとや、定住にもとづかない人びとが住まう土地です。指紋法による身体管理の対象となるには二つの条件があります。一つは既存の技術（おもに定住にもとづく住民登録など）では管理できない状態にあること、もう一つは統治者にとってどうしても管理したい存在であることです。先述したように、指紋法の運用は膨大な労力を要します。そのため、なぜそこまでして指紋法でなければならなかったのかを考える必要があります。

板垣氏が提起した「指紋導入において焦点化されたのが『移動する身体』一般だったのか」という問いに対しては、移動する身体一般というよりは、統治者側にとって把握困難で厄介な存在だったか否かが重要だと言えるでしょう。実際に指紋法の対象は、放浪生活を営む人びと、出稼ぎ労働

者、外国人、犯罪者などでした。「移動する人を管理する」が意味するのは、統治者側にとって混乱や不確実性をもたらすものに意味を与え、理解可能なものに変換したうえで、意のままに管理する欲望です。

この点は、土井智義氏が提起した「非琉球人」への指紋登録にも通じます。土井氏は次のように述べています。『『非琉球人』管理体制の指紋法は簡潔に述べると、第1次入管令に設けられた『移民の“非合法性”の法的な生産』としての『外人登録』に姿を現した』、「つまり、移動する者を定住へと馴致させるためでもなく、また移動という運動性それ自体を管理するためでもなく、強制送還を可能にするという目的に即して編み出されている」。労働市場を適正に管理するうえで、「余剰分」としての「非琉球人」を指紋法によって具体化し、「強制送還」可能な身体を作り出しているのです。そして土井氏が「指紋法に裏付けられた登録制は、非正規居住者の定住化を阻止するためにこそ導入された」と考察しているように、指紋法によって名指しされた「強制送還」可能な身体とは、一時的で流動的な身体（定住してはならない移動する人びと）だったと言えるでしょう。

土井氏は「非琉球人」の指紋登録を「満洲国」のそれと比較するなかで、「指紋法を、移動から定住へと向かう一方向的な流れとは異なる権力の展開の中に定位することも求められるのではないだろうか」と指摘しています。私自身、指紋法を移動から定住へと促す道具とはみなしていません。あくまでも定住による統治が不可能、もしくは領土内に根づかせたくない存在に対して、つまり既存の技法では把握できない人びとに対して用いられてきたと考えます。「満洲国」では労働者不足のなかで「国民」を労働者として供出したいという思いから、定住による統治を目標としていましたが、実際には都市部の労働者の移動を食い止めることも、外国人労働者（おもに中国人）への依存から脱却することもできませんでした。こうした「満洲国」の特殊な文脈のなかで、拙著では指紋登録を定住政策の失敗として位置づけたに過ぎません。

この「満洲国」の特殊性から見ると、なぜ指紋法だったのかという問いへの答えは複雑になりま

² バウマン、ジグムント／ティム・メイ、奥井智之訳『社会学の考え方〔第2版〕』（ちくま学芸文庫、2016年、260頁、Zygmunt Bauman and Tim May, *Thinking Sociologically*, Oxford: Blackwell, 2001.)

す。「中国東北部は単純な『平時主権国家』モデルにはおさまらない場」であるからこそ指紋法が浮上したという板垣氏の指摘はその通りだと思います。そしてその理由は、労働者の移動だけに収斂されるものではありません。土井氏が「労働者の『分配と配置』における『適正』さには、逃亡する労働者を拘束し強制的に就労現場に固定すること、あるいは労働市場における種々のリスクを排除するため強制的に追放することも含まれるのではないだろうか」と問うているように、労働者管理に治安管理が含まれていたのも事実です。

拙著の第3章から第5章で書きましたが、「満洲国」では建国以前から国民への指紋登録が計画されていました。これは、完璧な国民管理を世界に先駆けて実現するという統治者側の理想として掲げられたものです。ところが実際に大規模な指紋登録が実施された背景にあったのは、1937年の産業開発五ヵ年計画の開始と日中戦争の勃発による深刻な労働者不足でした。それまで閑却されていた国内の労働者管理が進められるなかで、指紋管理局を設置し、年間100万枚の指紋原紙を収集・管理できる体制を整えていったのです。もちろん、これまで収集していた警察指紋と労働者指紋は統合され、労働者管理と治安管理は一体となります。その一方、職能登録令のもとで特殊な技能を持っている労働者に対しても指紋登録が実施されます。つまり、リスク要因だけでなく、「役に立つ」人間に対しても同様のテクノロジーが使用されていたのです。さらに、労働者管理に限定されていた指紋登録は、その後再び国民登録へと向かい始めますが、その直後に日本は敗戦を迎えます。そして、戦後日本においても繰り返し国民に対する大規模な指紋登録構想が登場します。

「満洲国」における大規模な指紋登録には、統治者の欲望、労働者管理、治安管理が複雑に絡み合っています。そしてその関係性を立体的に描き出すうえで、前節での指摘にあった民衆の動きとそこで生じた抗争に着目する必要があるのだと思います。「満洲国」が辿った歴史の特殊性から、指紋法でなければならなかった理由を丹念に拾い出す作業がさらに求められます。

4. 指紋から〇〇をみるという視座

2009年に大阪大学大学院文学研究科で開催されたシンポジウム、「いま、指紋押捺を再考する」の内容をもとに組まれた論集のなかで、杉原達氏は「指紋という窓から、日本をめぐる歴史・社会・文化に関する諸論点が見えてくるような方向をめざそうとした」³と書いています。私はこの「指紋という窓」という表現から、指紋が様々な出来事とそこに内在する複雑な権力関係を分析するうえでの一つの視座であることに気づかされました。そして今回、朝鮮史研究の視座から板垣氏、沖縄研究の視座から土井氏によって、「指紋という窓」から新たな景色を見せていただきました。両氏の指摘から拙著の議論の不十分さを痛感するとともに、指紋が持つテーマの広がりについても改めて考えさせられました。以下の点について、私が新たな議論を展開することはできませんが、少しばかり感想を述べたいと思います。

拙著の第6章と第7章で扱った戦後日本の指紋登録の動きについて、板垣氏から次の指摘がありました。「中国の国共内戦、済州4.3事件、麗順事件、朝鮮戦争といったいわば『熱戦』をふくむく東アジアの冷戦」というコンテクストにさほど注目が向けられていないこと、意識はしているのかもしれないが少なくとも叙述が展開されていないのは物足りない感を生んでいる。この点は、拙著において十分に議論ができていません。

ご指摘の通り、外登法の指紋押捺はもちろん、国民指紋法構想、警察主導の県民指紋登録、住民登録法の指紋押捺構想が登場した背景には、日本国内の文脈だけでなく「東アジアの冷戦」が影響しています。例えば、1949年に国民指紋法構想が頓挫した直後、警察主導の県民指紋登録が全国各地で開始された目的の一つに共産主義勢力の摘発があったと考えられますし、実際に警察予備隊の採用試験では、この理由で受験者の指紋採取・照合が行われていました。一方で、住民登録法に指紋押捺構想が浮上した際には、再び徴兵制を敷くための国民管理ではないかとの理由で反対の声があがりました。国民は隣国での「熱戦」を肌で感じていたのです。こうした再び国民管理を強化す

³ 杉原達「いま、指紋押捺を再考する」『日本学報』（第29号、2010年）、4頁。

る日本政府の動きと住民たちが抱く危機感を、東アジアの冷戦の文脈で捉え返すことで、板垣氏の言う「植民地主義と冷戦の折り重なった戦後東アジア」が浮かびあがるのだと思います。

また、米国統治期の「琉球列島」において「非琉球人」に対して実施されていた指紋登録については、2010年の土井氏の論文『指紋押捺』と戦後沖縄社会—『非琉球人』の歴史にふれつつ⁴で、初めてその事実を知りました⁴。外登法の指紋押捺よりも先に「外国人」に対する指紋押捺が「琉球列島」で開始されていたことに驚かされました。今回、「非琉球人」への指紋押捺の実態がより詳細に議論されており、新たに多くを学ばせていただきました。「非琉球人」に対して十指の指紋登録を課し、「在留許可登録証」にも指紋押捺をさせたいうえで、登録証の常時携帯を義務づけていた点、さらに採取された指紋が分類・検索可能な状態になっていた点など、「満洲国」での諸実践と非常に重なりあう部分があります。

以上のように、板垣、土井両氏の論考によって、拙著が対象としたイギリス帝国から日本帝国を経て戦後日本へという文脈は、東アジアの冷戦からポスト冷戦へ、さらに「琉球列島」の視座から東アジアにおけるアメリカ合衆国の存在へと展開していきました。これまで個別に論じられてきた地域や論点を、「指紋という窓」から捉え返すことで相互につながり合い、新たな景色へと広がるのだと改めて実感しました。この点について、最後にもう一度考えたいと思います。

5. 現代を分析する視座へ

指紋が切り拓く視座は、東アジアにとどまりません。2014年に出版されたキース・ブレッケンリッジ氏の『生体認証国家』では、南アフリカにおける指紋押捺の歴史から、旧植民地国家で大規模に展開する生体認証登録を論じています。イギリスがインドで実用化した指紋法は、その後南アフリカにもたらされます。鉱山で働く移民労働者(中国人、インド人)に対して行われた指紋登録は、その後アパルトヘイト期に白人を含む全ての南ア

フリカ人の指紋登録へと移り変わっていくのです。

そして興味深いのは、生体認証による市民登録システムが近年とりわけ南半球の国々(アフリカ、ラテンアメリカ、南アジア)によって採用されている点です。ブレッケンリッジ氏は「旧植民地世界の生体認証計画すべてに共通の特徴は、読み書きのできない住民に政府の事業と金融サービスを提供する、という明確な目標である」⁵と言います。つまり、文書による住民登録システムが十分に機能してこなかった地域において、今日、大規模な生体認証が導入されているのです。例えば、インドで進行しているアードール・プロジェクトは、国民にIDを付与し、納税、福祉、銀行などの認証業務に応用するもので、そこに顔、十指の指紋、虹彩の三ヶ所の生体情報が登録されています。

生体認証技術といえば、9.11以降の欧米諸国を中心としたテロ対策の文脈がまず思い浮かぶかもしれませんが、この最先端の技術は必ずしも欧米諸国で発見された新たな統治の技法ではありませんし、大規模な生体登録が進む旧植民地国家の歴史的背景を辿れば、事態を単純にグローバルな監視社会の到来と結論づけることはできません。

日本においてもマイナンバーカードの活用顔認証技術が導入されますし、さらに2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて生体認証技術の応用がテロ対策、混雑緩和、チケットの転売防止といった多様な文脈で予定されています。しかし、その導入プロセスはかつての日本帝国の実践や外登法の指紋押捺とは切り離して議論されているように感じます。これらは本当に無関係なのでしょうか。

今こそ、生体認証技術の歴史的変遷から現代における統治の構造を分析する時だと思えます。なぜ指紋法でなければならなかったのか、直接身体が識別・管理されるとはどのような事態なのか、さらにその意味や経験は時代や目的によってどの

⁴ 土井智義『指紋押捺』と戦後沖縄社会—『非琉球人』の歴史にふれつつ『日本学報』第29号(2010年)、71-73頁。

⁵ ブレッケンリッジ、キース、堀内隆行訳『生体認証国家—グローバルな監視政治と南アフリカの近現代』(岩波書店、2017年、214頁、Keith Breckenridge, *Biometric State: The Global Politics of Identification and Surveillance in South Africa, 1850 to the Present*, Cambridge: Cambridge University Press, 2014.)

ように変化するのか。これらの問いを明らかにすることは、今私たちの身体が晒されている状況を理解するうえで非常に重要です。拙著はその端緒に過ぎませんが、今回の書評コロキウムで提起された論点を含め、今後も生体認証による身体管理について考えていきたいと思えます。

改めまして、この度は貴重な機会をいただきましてありがとうございました。心より御礼申し上げます。